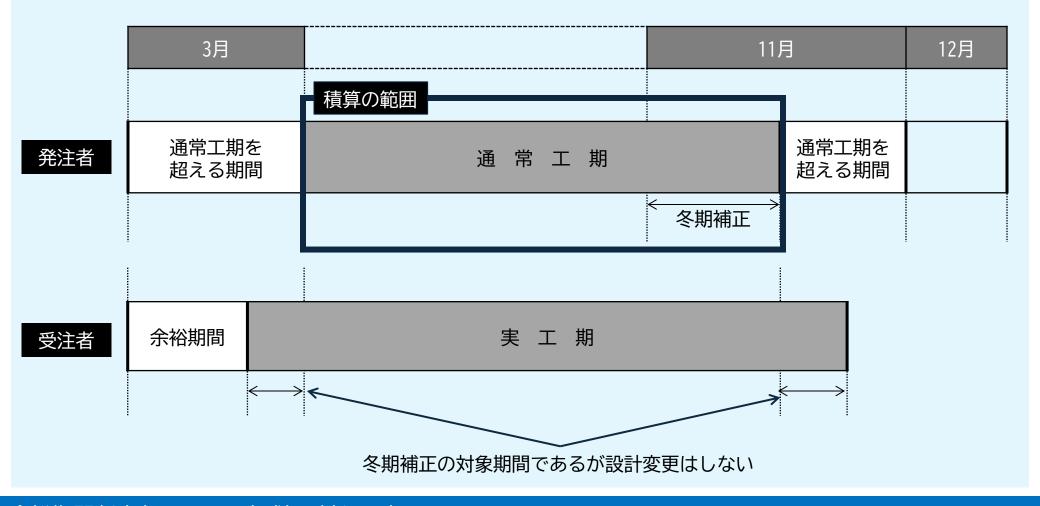
※全体工期内であれば実工期の変更請求が可能

余裕期間制度(フレックス方式)は、札幌市水道局が発注する工事において計画的な工事発注を促進するとともに、受 注者の円滑な工事施工体制の整備を図ることを目的とし、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の 始期と終期を決定し、受注者が決めた工期により契約を締結する方式です。

## 発注者と受注者の余裕期間制度(フレックス方式)の考え方 発 注 者 落札 全 体 工 期 決定 5 日間 通常工期を 通常工期を 常工期 超える期間 超える期間 (詳細の期間は工事毎に仕様書等に記載) 注 者 受 落札 契約 決定 締結 余 裕 期 間 エ 期:契約書に記載される工期 (技術者の配置:不要) (技術者の配置:要) 工期申請書(様式1)を提出し実工期を設定

## 発注者の積算の考え方



## 余裕期間制度(フレックス方式)の対象工事

令和7年5月23日以後に告示を行う工事から適用

※対象工事については、告示別表等で個別にお知らせいたします。

<お問い合わせ先> 札幌市水道局給水部技術管理・危機対策担当課 011-211-7015